

各  
〔都道府県知事  
指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長〕

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているほか、児童虐待による死亡事件も跡を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところである。

しかしながら、先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待が疑われる小学校1年生の子どもが亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところである。

こうした指摘を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、別添のとおり「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（以下「本指針」という。）を作成したので、地域の実情に応じて適切に運用されるよう、本指針の内容について御了知いただくとともに、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等への周知を図られたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

また、本件については、文部科学省からも、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長に対し、通知されているので申し添える。

## 学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

### 1 趣旨

本指針は、学校及び保育所から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を示すものである。

### 2 定期的な情報提供の対象とする児童

#### (1) 市町村が求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において、絶えず、ケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

#### (2) 児童相談所が求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

### 3 定期的な情報提供の頻度・内容

#### (1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

## (2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等についての、対象期間の出欠状況、(欠席があった場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

## 4 定期的な情報提供の依頼の手続

### (1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

### (2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

## 5 機関(学校及び保育所を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校及び保育所に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校及び保育所との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいものであること。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回を標準としている定期的な情報提供の頻度を柔軟に設定したり、対象となる幼児児童生徒等の範囲を柔軟に設定したり、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

(3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課(以下「教育委員会等」とする。)に対しても報告すること。

## 6 定期的な情報提供の方法等

### (1) 提供の方法

学校及び保育所は、市町村等から、上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

## (2) 教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

## 7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

## 8 情報提供を受けた市町村等の対応について

### (1) 市町村について

① 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催など状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。

④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

### (2) 児童相談所について

① 児童相談所が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校及び保育所から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなどの状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

② 市町村が学校及び保育所から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた場合

市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

## 9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 学校及び保育所から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえて、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行われなければならないので留意すること。

(2) 市町村が学校及び保育所から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校及び保育所から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

## 10 その他

市町村等が学校及び保育所以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

( 参 考 )

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

雇児総発0728第1号  
雇児母発0728第1号  
平成22年7月28日

各  
〔都道府県  
指定都市  
児童相談所設置市〕  
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

#### 児童虐待防止対策の推進について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会により「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第6次報告）（以下「6次報告」という。）が取りまとめられるとともに、平成21年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数（速報値）及び平成21年度において実施された出頭要求等を取りまとめたので送付する。

については、6次報告の内容を把握し、その内容や下記の事項に留意の上、児童虐待の対応の徹底に努めて頂くとともに、管内関係機関及び管内市区町村に対して周知方を願います。

なお、6次報告については、都道府県教育委員会及び都道府県警察には、それぞれ文部科学省及び警察庁から送付されるとともに、周知を図るための通知（達）が発出される予定であることを申し添える。

※ 6次報告については、厚生労働省のホームページにも掲載している。

## 記

### 1 第6次報告の周知について

国においては、子ども虐待による死亡事例等重大事例が発生した際の検証を、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、各地方公共団体からの報告等を基に実施しているところである。

今般公表された6次報告では、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の事例について分析検証されるとともに、「虐待を受けた児童の安全確認・安全確保及び児童虐待による死亡事例等の検証等について」（平成20年8月1日付け雇児総発0801002号）に基づき、地方公共団体が行った子ども虐待による死亡事例の検証状況についての検証も行われ、発生事例及び地方公共団体の検証方法について課題を明らかにするとともに、具体的な改善策が提言されているので、報告内容を熟知していただき、貴自治体における児童虐待防止対策の充実に資されたい。

### 2 児童虐待の対応体制の充実について

#### (1) 相談しやすい体制の整備

6次報告においては、生後間もない日齢0日で死亡した事例が相当数あり、これらの事例については、日齢1日以上で死亡した事例に比べ妊婦健診の未受診や母子健康手帳の未発行などの割合が高い結果であった。また、望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と妊娠に悩む者が相談をしやすい体制の整備、相談先の周知徹底が提言されている。

このような死亡事件防止のためには、妊娠期から関係機関が関わりの端緒をつかみ支援につなげることが必要と考えられるので、妊娠について悩む者が相談できる体制の充実と相談できる機関についての周知を徹底するとともに、妊娠の早期届出や妊婦健診の受診勧奨に努めること。

#### (2) 地域ぐるみの児童虐待対応について

児童虐待への対応は、市町村や児童相談所を始め、関係機関が連携して取り組むとともに、地域住民の力を結集することが重要であることから、地域住民が児童虐待対策に意識を向けるように、ホームページや広報誌等により、通告先だけでなく虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに通告する義務があること、通告者の秘密は守られること、通告が子どもや保護者への支援につながることをこれまで以



上に積極的に周知すること。

また、通告や相談の最初の接触は、電話を使用するケースが多いと考えられることから、児童相談所の全国共通ダイヤル「0570-064-000」の周知に努めること。

### (3) 母子保健施策と児童虐待対応の一体的な取組について

乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）の未受診は、児童虐待のリスク要因のひとつとして挙げられており、今回の6次報告においても、乳幼児健診の未受診率は1歳6か月児健診で5割弱、3歳児健診で2割強であり、一般の未受診率を上回ることが報告され、乳幼児健診未受診者については、その把握に努め、家庭訪問等により受診勧奨するとともに、子どもの安全確認を行うべきことが提言されている。

これらのことから、乳幼児健診を担当する部署は、乳幼児健診等の機会を通じて、未受診者の把握と訪問等による受診勧奨を徹底するとともに、受診勧奨を行ってもなお未受診の状態が続いている場合には、当該家庭に関する情報を集約して、児童福祉担当部署、要保護児童対策地域協議会調整機関等を交えて対応を検討し、子どもの状態を確認することを徹底すること。

なお、子どもの状態がどうしても確認できない場合には、市町村から児童相談所に事例の送致を行い、立入調査等により安全確認を実施するなど、子どもの安全を第一に考えた対応に努めること。

### (4) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

今回、取りまとめられた「6次報告」では、児童相談所や市町村等関係機関が関わりのあった事例で死亡に至った事例は減少しているものの、死亡事例の中には、基本的な対応に課題があったと考えられる事例もあることから次の点について対応を徹底すること。

## 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

### ◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

#### 48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

#### ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

#### 臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

#### 関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

### 3 児童虐待に対応する職員の専門性の確保について

児童虐待は、家族の過去から現在に渡る複雑かつ多様な問題に起因しており、この問題を適切に把握して的確に対応する職員には、医療・保健・福祉・心理等の様々な分野の知識と援助技術を備えることが必要である。このため、児童相談所及び市区町村（児童虐待への対応部署）の職員には、社会福祉援助技術を持った専門職等の確保・配置に努めるとともに、研修等についても機会の拡充及び内容の充実等を図ること。